

差別の解消に 自治体が果たすべき役割

講師 金子匡良氏（法政大学教授・当研究所理事）

日時 8月28日（水） 11:00～12:30

場所 オルタナティブ生活館 301 会議室

開催 会場・オンライン（zoom）

参加費 無料



日本では戦前から同化主義という考え方があり、アイヌや沖縄、台湾、朝鮮半島、中国等の文化や習慣を軽んじ、人種差別を行ってきた歴史があります。しかし、こうした歴史について学校では、ほとんど教えられないことはありません。また、欧米先進国のように人権主義を規定するための法律が日本にはありません。国連の度重なる人権に関する勧告がなされていますが、一向に日本政府は応ぜず、ヘイトスピーチや差別的な事件などが繰り返されています。

川崎市で2019年12月に全国で初めてヘイトスピーチを犯罪と位置づけた「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が施行されましたが、今後差別の解消に向けて自治体が果たすべき役割は何か、より多くの市民が差別をする考えや行動を変えていくために何が必要か、憲法も踏まえて考える機会とします。

【お申し込み・お問い合わせ】

- ・資料準備等の都合上、お申込みは8月25日までに所属・お名前・参加方法をご連絡ください。
- ・オンライン参加者の方には、zoom URLとテキストPDFを事前に送信いたします。